



各 位

会社名 ビート・ホールディングス・リミテッド

(URL: www.beatholdings.com)

代表者名 最高経営責任者 (CEO)

チン・シャン・フイ

(東証スタンダード市場 コード番号:9399)

連絡先 IR室マネージャー

高山 雄太

(電話:03-4570-0741)

株主提案の取下げ、第三者割当によるA種転換劣後株式の発行及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社の2022年7月19日付開示文書「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」にてお知らせした通り、当社は当社株主らより、第三者割当により当社株主であるLai Man Kon氏(以下、「ライ氏」といいます。)又は同氏が管理する法人に対して普通株式及び優先株式を発行する旨を提案した書面(以下「本株主提案」といいます。)を受領いたしました。本日、当社の取締役会は、ライ氏その他の提案株主との間で本株主提案を取下げてもらうことについて合意し、第三者割当によりライ氏(以下、「ライ氏」又は「割当予定先」といいます。)に対して、A種転換劣後株式(以下、「本転換劣後株式」といいます。)を発行(以下、「本第三者割当」又は「本資金調達」といいます。)し、本転換劣後株式に係る株式買取契約(以下、「本株式買取契約」といいます。)をライ氏との間で締結することを決議しましたので、以下の通りお知らせいたします。なお、本第三者割当の実施は、2022年12月21日開催予定の定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)において、本第三者割当による大規模な希薄化が特別決議にて承認されることを条件とします。

また、本転換劣後株式を発行するには、当社の授権株式のうち優先株式の一部を転換劣後株式に種類を変更する必要があり、当該変更についても株主の皆様に本株主総会にて普通決議によるご承認をお願いする予定です

なお、本件第三者割当により、当社の主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 第三者割当による本新株式の発行

1. 募集の概要

本転換劣後株式

T IEDOV KAN								
1	割	当	予	定	田	2022年12月22日(木曜日)(本株主総会開催日の1営業日後)		
2	発		行		数	本転換劣後株式、15,000,000株		
3	③ 発 行 価 智		額	1株当たり36円(第三者評価機関による評価額30.77円の117%(17% プレミア)に相当する額。)				
4	対	価	\mathcal{O}	総	額	540百万円		



(5)		又は割当		第三者割当により、ライ氏に本転換劣後株式、15,000,000株を割当て る。
6	議	決	権	本転換劣後株式 は、当社の附属定款の定めに従い普通株式及びA優先株式の保有者と同等の議決権を有するものとし、払込済み1株につき1票の投票権を有する。
7	転	換条	件	発行日から4ヶ月経過した後、割当予定先は、取締役会の承認を得ることを条件として、本転換劣後株式の全て又は一部を普通株式に転換する権利を有する。取締役会は当該転換を不当に拒否してはならない。 当初転換割合: ・ 当初転換割合は、本転換劣後株1株につき普通株式12株の1対12とする。(注) ・ 本株主総会から1ヶ月以内に10取引日連続して当社普通株式の終値が28円(取締役会決議の直前取引日の終値)から20%より大きく下落した場合、転換割合は、1対12から1対6に変更し、本転換劣後株式の保有者は、本転換劣後株式(及び本転換劣後株式の転換により取得した普通株式)を、本転換劣後株式の発行日から7年間は譲渡又は売却できないものとする。 ・ 本株主総会から5日以内に当社普通株式の終値が3円以下となった場合、転換割合は、1対12から1対3に変更する。
8	そ	Ø	他	 配当:なし。 破産・清算時の優先的残余財産分配権:なし。破産・清算時に普通株式及び優先株式は、本転換劣後株式に優先される。 非参加:資本の当初払込の返還以外、当社の如何なる余剰金の分配はない。 株式の上場:東京証券取引所及びその他の市場において上場されない。 譲渡:当社の取締役会の承認を要する。

(注) 転換割合を本転換劣後株式1株に対して普通株式1株とせず、本転換劣後株式1株に対して普通株式12 株とした主な理由は、(i) 本転換劣後株式は上場(ペーパーレス)されないため当該株式の株券を発 行する必要があるところ、より少ない株式を発行することで当該株券の取扱い管理業務を著しく軽 減でき、(ii) 株主数及び当社が発行する株式数を制限することができるためです。

2. 募集の目的及び理由

(1) 本第三者割当の目的

当社は、2021年12月期の決算において、当社の連結純資産が2,945千米ドル(427百万円)(注)の債務超過となったことから、株式会社東京証券取引所(以下、「東証」といいます。)が2022年3月31日付けにて発表したとおり、東証の有価証券上場規程第602条第1項第1号の規定に基づき、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となりました。猶予期間は、2022年1月1日から2022年12月31日で、このまま債務超過の状態が継続しますと、上記規定により、上場廃止となります。仮に当社が上場廃止になった場合、株主の皆様はもとより、利害関係者の信頼も著しく損なう結果となり、当社が事業を継続していくことは極めて難しくなります。2022年2月14日付開示文書「債務超過解消に向けた取り組みについて」にてお知らせした通り、現在、既存事業からの収益により、連結純資産の債務超過を解消することが当面難しい見込みです。そのため、当社は、当面の運転資金を確保すること、以下に記載の投資活動のための資金を調達すること、また、連結純資産を



増強することを目的とし、本第三者割当による増資を実施することで、2022年12月期末までに連結純資産の債務超過を解消することを目的に本第三者割当の実施を決定しました。なお、2022年10月17日付開示文書「連結子会社に対する債権の株式化(デット・エクイティ・スワップ)に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社の連結子会社GINSMS Inc.(以下、「G社」といいます。)においてデット・エクイティー・スワップ(DES)を実施しているため、本第三者割当による増資額で連結純資産の債務超過を解消できる見込みです。

(注) 「円」で表示されている金額は、2022年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場の仲値である1 米ドル=144.81円で換算された金額です。

現在、当社グループは、2015年にG社(トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV: GOK)の持分 65.32%を取得し、同社を通してモバイル・メッセージング及び製品を提供するメッセージング事業、また、2017年より完全子会社である新華モバイル・リミテッド及び新華モバイル(香港)リミテッドを通して知的 財産権のライセンシング事業を行っております。メッセージング事業は、利益を計上しておりますが、当社 グループの経営成績・財政状態を改善できるレベルではありません。また、ライセンシング事業においては、新たな知的財産権を入手するための資金が不足しており、コロナ・ウィルスの感染拡大などにより、主に中国との間で国境を越えた活動が制約されたことを主な理由として損失を計上しており、これら既存事業からの収益で、当社の運転資金を賄うことが当面難しい状況であるため、当社は、本第三者割当により調達する資金で当面の当社の運転資金を確保し、投資持株会社として次の分野に投資する事業(以下、「新規投資事業」といいます。)を開始したいと考えております。

(投資目的での不動産の取得及び企業・事業等への投資)

・投資目的での不動産の取得

当社は、投資物件が安定した賃貸収入を生み出し、不動産価値に潜在的なキャピタルゲインを提供できることを考慮し、グローバルに、かつ特に不動産市場が繁栄している地域において優良な投資対象を選定の上、投資目的で不動産を取得することです。なお、不動産を取得するというのは、不動産を直接取得する場合だけでなく、不動産のみを直接又は間接的に保有する会社へ投資する場合も含みます。

・企業・事業等への投資

また、将来的には、当社グループの成長と経営安定化及び企業価値増大を図ることで、株主の皆様をはじめステークホルダーの利益極大化を達成する観点から、収益力、将来性を具備する企業・事業の取得等戦略的投資活動を今後も積極的に推進していく所存であり、現時点においては、以下の企業・事業に投資することです。

- (1) グローバルな不動産取引、医療データの安全な共有、知的財産権、非代替トークン (NFT)、メタバース (3 次元の仮想空間、拡張現実やそのサービス)、国境を越えた資金移動、ロジスティクス、投票システム、エンターテインメント業界及びチャリティーのための募金で使用するためのブロックチェーンテクノロジーを開発している企業への投資、
- (2) 不動産、人工知能、ヘルスケア、エンターテインメント業界及びファッションテクノロジー事業に従事し、当社の株主に対して長期的に大きな利益をもたらす企業に、日本、香港及びシンガポールを含めグローバルに投資、並びに
- (3) メタバース技術、人工知能、デジタルヘルス、メディカル・リサーチ及び開発、フィンテック、並びに デジタルバンキング等、高い成長が見込める分野に従事する企業への投資。

上記の通り、当社の連結子会社らは当社グループの既存事業に注力しながらも、当社は経営成績・財政状況の改善とこれによる株主価値の増大を早期に達成すべく、単体としての収益力、将来性を具備する企業・事業の取得等戦略的投資活動を今後も積極的に推進していく所存です。国内外の上場・非上場会社やそれらからスピンアウトされる事業を広く対象と捉え、当社連結収益への貢献が可能なことを投資対象選定に際しての条件としております。



長引くコロナ禍により世界的な景況の低迷が続く中、一時的に業況が悪化し、保有/運営する技術や製品・サービスが優れているにも拘わらず当面の業務運営に必要な資金が確保できない、あるいは止むを得ず売却されることとなる企業や事業が想定され、これらの企業・事業をコロナ禍前に比べかなり割安な価額で買収することもあり得ると考えられるため、当社としては、目下の状況は事業拡大に向けた好機ではないかとも評価しております。

そこで先ずは、本第三者割当により資金を調達できた場合には、その第一歩として、以前当社のCEOで あったLian Yih Hann氏(以下、「レン氏」といいます。)が所有し、香港にて優良な商業用不動産を保有 するFame Rich Enterprises Limited(以下「Fame Rich」、また、同社の子会社の一つであるYuet Fat Group Limited(以下、「Yuet Fat」といいます。)、総称して「Fame Richグループ」といいます。)の少数株主 持分30%を取得することを計画しております。これは、昨年の当社定時株主総会の株主提案議案にあった Fame Richの一部取得について株主様のご承認は得られたものの、2021年12月30日付開示文書「(続報) 株 主による提案に関するお知らせ」に記載のとおり、Fame Richの現物出資による第三者割当増資に必要な独 立第三者からの法律意見書の入手が困難であったため当該提案株主の同意を得た上で実行しないこととな りましたが、改めてより良い条件にて同社の一部を取得させてもらえないかを、当社よりレン氏に提案・ 協力を要請したところ、同氏の承諾を得ることができたことによるもので、この計画は本株主総会におい て、本第三者割当に続き、第2号議案として株主の皆様のご承認を求める予定です。当社としては、コロ ナ・ウイルスの感染拡大から開放されるに連れ、香港の経済成長への参画に関心を持つ不動産投資家から の資金調達が可能になると考えています。香港が中国本土や世界各国からの観光客に全面的に門戸を開く と、香港経済は急速に発展し、小売店もその恩恵を受けると予想されます。Yuet Fatのテナントには、飲食 店や高級品を扱う店舗もあり、観光客の増加による恩恵が期待されます。Fame Richの30%の取得手続きを 完了した後、レン氏より6年間Fame Richグループの配当可能利益の30%の配当を保証してもらえること、 また、Fame Richグループはグレードの高い商業用不動産から安定した賃料を得られるため、当社は投資家 から資金を調達し、更なる不動産投資を行うための事業拡大が可能となると見込んでおります。現段階で は、資金的な制約からFame Richの30%を取得する予定ですが、その後、資金に余裕ができた段階で、最大 100%まで取得することを計画しております。

また、グリーンフィールド(未開発地域)プロジェクトへの投資も検討していますが、土地の取得、土地・建物の開発、規制当局の認可には時間がかかります。一方でFame Richグループは既に安定した賃料収入を生み出している物件を保有しており、Fame Richグループに投資することで、より早く当社へのリターンが期待できると考えております。

Fame Rich グループの30%の取得が本株主総会において承認を得ることができなかった場合、当社は日本、シンガポール及び香港の商業用又は住宅用の不動産に投資することを検討します。投資物件が安定した賃貸収入を生み出し、不動産価値に潜在的なキャピタルゲインを提供できることを考慮し、当社は、グローバルに、かつ特に不動産市場が繁栄している地域(先ずは、日本、香港及びシンガポール)において優良な投資対象を選定することを検討しています。

当社グループの成長と経営安定化及び企業価値増大を図ることで、株主の皆様をはじめステークホルダーの利益極大化を達成する観点から、収益力、将来性を具備する企業・事業の取得等戦略的投資活動を今後も積極的に推進していく所存です。

なお、当社が本株主提案の第三者割当ではなく本第三者割当を採用した理由は、普通株式の発行について当社がよりコントロールできると考えたためです。具体的には、本株主提案においては普通株式を



175,000,000株及び優先株式を5,000,000株割当てるスキームとなっておりましたが、本第三者割当においては、取締役会の承認を得ることを条件とし普通株式に転換できる本転換劣後株式15,000,000株(最大普通株式180,000,000株に転換可能)を割当てた上で、取締役会が株価や出来高等の推移・状況を踏まえ、普通株式への転換の時期や数量をその承認を通じてコントロールできるスキームとなっております。

(2) 本第三者割当による資金調達を選択した理由

今回の資金調達は、当社が、ライ氏に本転換劣後株式を割り当て、本転換劣後株式を発行することによって、当社の資本が増加する仕組みとなっております。上記の「(1)本第三者割当の目的」に記載の理由により、また、2022年12月期末までに連結純資産の債務超過の解消ができなかった場合、上場廃止となる時間的制限も考慮し、本第三者割当を株主様に提案するものです。

資金調達方法の選択肢としては、直接金融と間接金融、両面での検討を行いました。金融機関からの借入等間接金融については、当社は、債務超過であり、2021年12月期の連結財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」が付されており、現況下かかる調達は困難であること、また今回の資金調達により債務超過の解消も目指しているため、間接金融による手法を選択肢から外しました。

次に、直接金融による資金調達(公募増資、株主割当増資及び第三者割当増資)を検討いたしました。その際、当社の財務諸表には「継続企業の前提に関する注記」があり、公募増資や株主割当増資といった、広く出資者を募る方法において引受ける証券会社がすぐに見つからないなどのリスクが想定され、今年の年末までという短い期間内に必要とする金額の調達が困難となることが懸念されることから、選択肢から外しました。また、第三者割当につきましても、調達予定額の全部について普通株式のみを市場価額と同等の価額にて発行する調達を検討したところ、当社の財務状況や上場廃止リスク等を勘案した結果として、候補となる相手先はありませんでした。

上記の状況の中、当社の取締役会において、第三者割当による本転換劣後株式の発行という方法により、資金調達をすることで債務超過を解消し、かつ企業価値を維持・向上させる唯一の方法であると判断いたしました。しかしながら、その良否の最終判断は、本株主総会における大規模な第三者割当による株主総会特別決議により、株主の皆様のご判断に委ねることとしました。当社としましては、株主の皆様のご理解をいただきたいと考えています。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
540,000,000	18,825,300	521,174,700

(注)

- (1) 発行諸費用の概算額は、弁護士費用 (7,241千円) 及びその他事務費用 (臨時報告書作成費用、 割当予定先関係者の調査費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等) (11,584千円)の合 計額であります。
- (2) 発行諸費用の概算額には、日本の消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本第三者割当の差引手取概算額521,174,700円の具体的な使途は、次の通り予定しております。

具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期



(1)	Fame Rich の持分 30%の取得又は不動産への投資	387,200,000	2022年12月~2023年12月
2	運転資金	133,974,700	2022年12月~2023年6月
	合 計	521,174,700	

(注) 調達した資金については、実際に支出するまでは、銀行預金にて管理いたします。

① Fame Richの持分30%の取得又は不動産への投資

本第三者割当により資金調達できた場合、当社は、以前当社のCEOであったレン氏が所有し、香港にて優良な商業用不動産を保有するFame Richの少数株主持分30%を取得することを計画しており、この計画は本株主総会において、本第三者割当に続き、第2号議案として株主の皆様のご承認を求める予定です。当社としては、コロナ・ウイルスの感染拡大から開放されるに連れ、香港の経済成長への参画に関心を持つ不動産投資家からの資金調達が可能になると考えています。香港が中国本土や世界各国からの観光客に全面的に門戸を開くと、香港経済は急速に発展し、小売店もその恩恵を受けると予想されます。Yuet Fatのテナントには、飲食店や高級品を扱う店舗もあり、観光客の増加による恩恵が期待されます。Fame Richグループは安定した賃料が得られるグレードの高い商業用不動産を保有しているだけではなく、レン氏による6年間の配当支払いの保証により、当社が保有することとなるFame Richの持分30%に対して6年間にわたり安定した配当も期待できるため、当社は投資家から資金を調達し、更なる不動産投資を行うための事業拡大が可能となると見込んでおります。現段階では、資金的な制約からFame Richの30%を取得する予定ですが、その後、資金に余裕ができた段階で、最大100%まで取得することを計画しております。

また、グリーンフィールド(未開発地域)プロジェクトへの投資も検討していますが、土地の取得、土地・建物の開発、規制当局の認可には時間がかかります。一方でFame Richグループは既に安定した賃料収入を生み出している物件を保有しており、Fame Richグループに投資することで、より早く当社へのリターンが期待できると考えております。

Fame Richの30%の取得が本株主総会において承認を得ることができなかった場合、当社は日本、シンガポール及び香港の商業用又は住宅用の不動産に投資することを検討します。また、本第三者割当が本株主総会にて承認を得ることができた場合、本第三者割当により調達する資金から、Fame Richの取得対価(以下、「取得対価」といいます。)(注)のうち20,000千香港ドル(387百万円*)を最初の支払に充当し、残りの56,000千香港ドル(1,084百万円*)は、Fame Richの取得手続きが完了してから1年以内(利息:年率0.5%)に支払います。本第三者割当が本株主総会にて承認を得ることができなかった場合、76,000千香港ドル(1,471百万円*)の取得対価は、Fame Richの取得手続きが完了してから1年以内(利息:年率0.5%)に全て支払います。なお、上記、本第三者割当が本株主総会にて承認を得ることができた場合の取得対価の残りの56,000千香港ドル(1,084百万円*)、及び本第三者割当が本株主総会にて承認を得ることができなかった場合の取得対価の全額の76,000千香港ドル(1,471百万円*)の支払いについて、現時点では、具体的な資金調達計画はありませんが、新たなエクイティー・ファイナンスを実施することを検討しております。

(注)取得対価及びそれに付随する「円」の金額(*を付している金額)の表示は、当社及びレン氏との間で合意した為替レート1香港ドル=19.36円を使用しております。

② 運転資金

当社における運転資金として、人件費、家賃、専門家等への業務委託費、宿泊交通費・保険料等その 他の費用に対して、充当し資金繰りの安定化を行います。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金を、上記「3.調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図ることができることから、本第三者割当による本転換劣後株式の発行は株主価値の向上に資する合理



的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本転換劣後株式の割当に関する諸条件を考慮した本転換劣後株式の価額の評価を、過去に当社の発行する新株予約権の評価を依頼したことがあり、独立第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に依頼しました。本算定評価は、本転換劣後株式の発行要項並びに当社の財務諸表、普通株式の株価及び市場データを踏まえたうえで、当社へのヒアリングを基に一定の前提を置き、評価を実施しております。

独立第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、本転換劣後株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる評価手法を採用しております。株価過程をモデル化し転換条件がどれくらいの頻度で発生するかをシミュレーションで表現し、本転換劣後株式価値を算出し、シミュレーションにおいては、試行回数を 5 万回とし、算出された数値の平均値をA 種転換劣後株式の公正価値としております。また、割当予定先は、本転換劣後株式の発行後 4 ヶ月経過後すぐに普通株式に転換すると仮定しております。よって、シミュレーションにおいて、本転換劣後株式の発行後 4 ヶ月間において、A 種転換劣後株式の減価要因となる想定デフォルト率(35.00%/年)と直近3 年の株価成長率(-44.18%/年)を組み込んで、本転換劣後株式の発行要項に定められた諸条件並びに評価基準日の市場環境を考慮のうえ、一定の前提(転換可能までの期間 4ヶ月、当社普通株式の株価28円(2022年11月1日現在)、株価変動性(ボラティリティ)57.29%、無リスク利子率-0.171%)等の下、本転換劣後株式の公正価値を算定しております。評価報告書において 2022 年11月1日の東証終値を基準として算定された 本転換劣後株式の価値は、1 株あたり30.77円(以下「本公正価値」といいます。)とされております。

当社としては、独立第三者算定機関が算出した上記算定評価額を公正であると判断した上で、本転換劣後株式1株あたりの発行価額を当該評価額に17%のプレミアを加算した36円とすることを決議しました。

なお、本転換劣後株式の発行価額は、1株当たり36円ですが本転換劣後株式は、発行目から4ヶ月後より割当予定先の選択により、本転換劣後株式1株に対して普通株式12株の割合で本転換劣後株式を普通株式に転換することができます。この場合、当該転換の結果として普通株式1株あたり3円で発行することとなり、当該発行価額は本第三者割当決議日の直前取引日の当社普通株式の終値である28円の10.71%(89.29%のディスカウント)に相当する額となります。なお、参考として、当該発行価額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の平均値である43.29円に対しては(93.07%のディスカウント)、直前3ヶ月間の終値の平均値である34.79円に対しては(91.38%のディスカウント)、直前6ヶ月間の終値の平均値である32.37円に対しては(90.73%のディスカウント)となります。発行価額が上記の直前終値及び平均終値に比べ大きくディスカウントされているのは、本転換劣後株式は配当、破産・清算時の優先的残余財産分配権又は上場のステータスにおいて普通株式の条件に比べ劣後しており、また、当社株式が上場廃止となるリスクがあるためです。

当社は、本転換劣後株式の算定報告書の内容等を踏まえ検討いたしましたが、本転換劣後株式の発行価額は、1株当たり36円であり、本公正価値を上回っていること、また、当社の置かれた状況を考慮した上で、割当予定先との間で協議、交渉を通じて決定されているということを総合的に勘案し、当社としては、公正価値と比較し少なくとも日本の会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えております。



上記のとおり、当社としては、本転換劣後株式の発行価額には合理性が認められると考えておりますが、 客観的な市場価値のない本転換劣後株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、 その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様の意思も確認することが適切である と考え、本転換劣後株式発行については、本株主総会において日本の会社法第199条第1項、第2項及び第 3項並びに第309条第2項第5号に基づく特別決議によるご承認をいただくことを予定しております。

(2) 本転換条件の合理性

当社は、本転換条件は必要かつ合理的であると考えております。その理由としては、①当社には資金調達の高度の必要性が認められること、②当社が2022年12月期末までに債務超過を解消する必要があり、時間的な制限から本第三者割当は、最も迅速かつ適切な資金調達手法と考えられること、③本転換劣後株式の発行は当社の有利子負債を抑制しながら自己資本を増強することで財務体質の安定化に資するものであり、他の株主様に帰属する株主価値の向上に資すると判断できること、④本転換劣後株式は転換価額の修正条項が付されておらず転換価額の修正による希薄化が生じないこと、⑤本第三者割当について、当社の置かれた厳しい財務状況並びにライ氏及びその他の候補との協議・交渉の結果に鑑みると、ライ氏以外の候補者からの類似の条件での資金調達は客観的に見て難しいと思われる状況であること等から、当社にとって現時点で最善の条件であることといったこと等を総合的に考慮したものです。また、⑥確かに本転換劣後株式が発行され、転換により当社普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生ずることになりますが、本転換条件を定めることにより第三者割当が達成され、その結果、債務超過を解消すれば、当社の上場維持にもつながり、他の株主様が保有株式を市場で売却して投下資本を回収する機会が継続することとなります。つまり、本転換条件の他の株主の皆様への影響については、希薄化により得られるデメリットと比べても、メリットの方が大きいものと考えております。したがって、本転換劣後株式の発行は、当社の他の株主様にとっても合理的であると判断しております。

(3) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

転換割合を変更する事象が生じない場合、本転換劣後株式の総数15,000,000株は、最大180,000,000株の普通株式に転換することが可能となり、当該180,000,000株の普通株式に対する議決権数は180,000,000個となります。したがって2022年11月1日現在の当社の総議決権数60,560,057.79個に対して297.23%の希薄化が生じ、株式価値の希薄化につながることになります。しかしながら、①当社には資金調達の必要性が認められるところ、本第三者割当の発行規模は、大規模ではあるものの、当社として必要不可欠と考える規模の資金調達の実現のために必要な規模に設定されていること、②当社が2022年12月期末までに債務超過を解消する必要があり、時間的な制限から本第三者割当は、最も適切な資金調達手法と考えられること、③本第三者割当について、当社の置かれた厳しい財務状況及び複数の候補及びライ氏との協議・交渉の結果に鑑み、当社にとって現時点で最善の条件であることといった事情を踏まえれば、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。また、本転換劣後株式が当社の取締役会の承認を得た後に普通株式に転換され市場内にて短期間で売却された場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う(例えば、株価が下降傾向・取引高が少ない場合等において可能な限り売却を控えるなど)ことを口頭にて確認しております。また、当該普通株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

なお、上記のとおり本転換劣後株式の発行により最大で297.23%の希薄化が見込まれ、希薄化率が25%以上となることが見込まれることから、東証の有価証券上場規程第432条に基づき、本株主総会にて株主の皆様の意思確認手続きを取らせていただくことにしました。



6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)	名 前	Lai Man Kor	Lai Man Kon氏				
(2)	住 所	Tin Hau Tem	ple Road Causeway Bay, Hong Kong				
(3)	職業又は役職	会社役員					
(4)	火車 ひ 払 間 の 間 <i>収</i>	資本関係	当社の株主、普通株式5,061,118株を保有(2022年6月30日 時点)。				
(4)	当事会社間の関係	人的関係	-				
		取引関係	-				

(注) 当社は、割当予定先であるライ氏が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂2-8—11、代表取締役 羽田寿次氏)に調査を依頼しました。その結果、ライ氏について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、本第三者割当について複数の投資家・法人と協議・交渉して参りました。その結果、2022年6月 30日において当社の筆頭株主であり、当社の事業・状況を把握し、現時点において当社と最良の条件で合意 することができたライ氏を本第三者割当の割当予定先とすることを決定しました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先との間で、本転換劣後株式の転換により取得する普通株式について、継続保有及び預託の取り決めはありません。当社とライ氏との協議において、ライ氏としては、本転換劣後株式を普通株式に転換しその一部については、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除する様に努めることを前提に、市場の内外で売却する可能性がある旨は口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が、割当予定日より2年以内に本第三者割当により発行される本転換劣後株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得しています。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から本転換劣後株式の発行に係る払込みに要する資金を証拠金として受領しております。

また、①ライ氏は香港における有数の資産家であること、②ライ氏より口頭により払込に要する資金は自己資金であることを述べていることから、当社は、割当予定先から本転換劣後株式の発行に係る払込みに要する資金の原資につき、自己資金であるということを確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

Ī	募集前1	募集後	2	転換後	後 3		
	氏名・名称	所有議決権 (株)	所有株式数 の割合 (%)	所有議決権 (株)	所有株式数 の割合 (%)	所有議決権 (株)	所有株式数 の割合 (%)



1.	LAI MAN KON	5,061,118	8.36	20,061,118	26.55	185,061,118	76.93
2.	KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT	3,150,000	5.20	3,150,000	4.17	3,150,000	1.31
3.	HK ITAKUGUCHI	3,000,090	4.95	3,000,090	3.97	3,000,090	1.25
4.	セイケットム	601,000	0.99	601,000	0.80	601,000	0.25
5.	フジワラ リョウスケ	515,040	0.85	515,040	0.68	515,040	0.21
6.	ソメヤ ヒロカズ	489,046	0.81	489,046	0.65	489,046	0.20
7.	イイジマ コウイチロウ	436,274	0.72	436,274	0.58	436,274	0.18
8.	アオキヒサシ	378,691	0.63	378,691	0.50	378,691	0.16
9.	アオキ リョウスケ	312,897	0.52	312,897	0.41	312,897	0.13
10.	ササキ ダイスケ	300,000	0.50	300,000	0.40	300,000	0.12
	合計	14,244,156	23.52	29,944,156	38.70	194,244,156	80.75

- (注) 1 募集前の持株比率は、2022年6月30日現在における議決権の総数の60,560,057.79(普通株式及び A種優先株式)を基準としております。
 - 2 募集後の持株比率は、75,560,057.79株 (本第三者割当により発行される本転換劣後株式 15,000,000株に係る議決権数15,000,000) 及び2022年11月1日現在における議決権の総数の 60,560,057.79 (普通株式及びA種優先株式) の総計を基準としております。また、2022年6月30 日以降、全ての大株主の持株数に変更がないことを想定しております。
 - 3 持株比率は、240,560,057.79株 (本第三者割当により発行される本転換劣後株式が全て1:12の割合で普通株式に転換された場合に係る議決権数180,000,000) 及び2022年11月1日現在における議決権の総数の60,560,057.79 (普通株式及びA種優先株式)の総計を基準としております。また、2022年6月30日以降、全ての大株主の持株数に変更がないことを想定しております。

8. 今後の見通し

現在、本第三者割当が2022年12月期の業績予想に与える影響は精査中であり、今後、本件に関して開示すべき事象が発生又は決定された場合には、速やかにお知らせします。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本転換劣後株式の発行により最大で297.23%の希薄化が見込まれ、希薄化率が25%以上となることから、 東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認 手続が必要となりますが、本株主総会にて株主による承認を得る予定です。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

		2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
売 上 高	千米ドル	14,052	6,653	3,845
九 工 间	百万円	(2,035)	(963)	(557)
営業利益/損失(△)	千米ドル	△5,783	△6,595	△4,195
百禾刊盆/ 頂大 (△)	百万円	(△837)	(△955)	(△607)
 経常利益/損失(△)	千米ドル	△5,455	△5,831	△6,075
在市利益/損入(△)	百万円	(△790)	(△844)	(△880)
当 期 純 利 益	千米ドル	△8,300	△11,981	△15,785



/ 損 失 (△)	百万円	(△1,202)	(△1,735)	(△2,286)
1株当たり当期純利益	米ドル	△0.25	△0.29	△0.28
/ 損 失 (△)	円	(△36.20)	(△41.99)	(△0.55)
1株当たり配当金	米ドル	-	-	-
1 休 ヨ た り 祀 ヨ 並	円	-	-	-
1 株 当 た り 純 資 産	米ドル	0.15	0.07	△0.05
1 休 ヨ た り 純 貞 座	円	(21.72)	(10.14)	(△7.24)

⁽注) 「円」で表示されている金額は、2022年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場の仲値である1米ドル=144.81円で換算された金額です。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2022年11月1日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数 (普通株式及び優先株式)	60,559,957.79 株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数	-株	-%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
始 値	70円	147円	87円
高 値	280円	153円	140円
安 値	68円	63円	38円
終値	150円	82円	43円

② 最近6か月間の状況

	2022年	2022年	2022年	2022年	2022年	2022年
	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	31円	30円	30円	29円	30円	37円
高 値	38円	34円	31円	30円	40円	54円
安 値	29円	29円	27円	23円	29円	29円
終値	30円	30円	30円	30円	38円	32円

③ 発行決議日前営業日における株価

	2022年11月1日
始 値	33円
高 値	36円
安 値	28円
終値	28円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式及び行使価額修正条項付新株予約権の発行(決議日2020年5月13日)

発 行 期 日 2020年5月29日



調達資金の額	906 490 千田 (美引手取押管婿)			
神厓貝並り領	806,480千円 (差引手取概算額)			
発 行 価 額	新株式1株につき85円			
	新株予約権1個につき132円			
	当初行使価額:94 円			
	上限行使価額はありません。			
	下限行使価額:47円			
	行使価額は2020年5月30日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の属する			
	週の前週の最終取引日(以下、「修正日」といいます。)の株式会社東京証券取引所			
	(以下、「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値			
行 使 価 額	(同日に終値がない場合は、その	直前の終値)の 90%に相当する金額の 1 円未満の端		
	数を切り上げた金額(以下、「修	正日価額」といいます。)が、当該修正日の直前に		
	有効な行使価額を1円以上上回る	場合又は下回る場合には、行使価額は、上記通知がな		
	された日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日に係る修正後の価額が			
	47 円(以下、「下限行使価額」といい、調整されることがあります。)を下回ること			
	 となる場合には、下限行使価額を	を修正後の行使価額とします。なお、「取引日」と		
	は、東京証券取引所において売買			
割 当 先	株式会社TKコーポレーション			
募集時における				
発行済株式数	38,675,914.79株			
当該募集による				
潜在株式数	8,300,000株			
現時点における	And the state of t			
行 使 状 況	行使済株式数:7,385,700株			
現時点における	0 44			
潜在株式数	0 株			
	①運転資金 206百万円			
発行時における	②CMWTの追加開発 200百万円			
当初の資金使途	③CMWTのマーケティング費 20	0百万円		
	④HCBE基礎システムの開発費 200百万円			
	①2020年6月1日~2021年2月28日			
発行時における	②2020年6月1日~2021年5月31日			
支出予定時期	③2020年6月1日~2021年5月31日			
	④2020年6月1日~2021年5月31日			
		に充当。2020年7月9日付開示文書にて上記「発行時		
	における当初の資金使途」の②~④に支出する予定であった資金を、Inouの追加開発費			
	及びCO社の株式を段階的に取得し完全子会社化するための対価(CO社の株式取得アド			
	バイザリーフィー含む)として資金使途を変更しております。そのため、CO社及び			
現時点における	ETA等を通じた連携以外の方策によるCMWTのマーケティング活動強化、及びHCBEの			
充 当 状 況		しております。2021年3月5日付で全ての新株予約権		
		、、その資金使途の内訳は以下のとおりとなります。		
	内訳	総額(調達額)		
	① Inou 追加開発費	31 百万円		
	② 運転資金	156百万円		
L	L			



③ CO 社株式取得	585 百万円
合計	772 百万円

② 第三者割当による新株式及び行使価額修正条項付新株予約権の発行(決議日2020年12月28日)

② 第三者割当によ	る新株式及び行使価額修正条項付新株予約権の発行	广(決議日2020年	三12月28日)	
発 行 期 日	2020年12月29日			
調達資金の額	879,716千円(差引手取概算額)			
発 行 価 額	新株予約権1個当たり75円			
	当初行使価額:77円上限行使価額はありません。			
	下限行使価額:54円			
	行使価額は 2020 年12月30日 (水) 以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた			
	日(以下「修正日」といいます。)の属する週の前週の最終取引日(以下、「修正基 準日」といいます。)の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といい			
	ます。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合は、その直			
	前の終値)の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額(以下、「修正			
	基準日価額」といいます。)が、当該修正基準日	の直前に有効な	行使価額を 1 円以上	
	上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当	i該行使請求に係	る通知がなされた日	
	以降、当該修正基準日価額に修正されます。但し	、修正基準日に	「係る修正後の価額が」	
	54円(以下、「下限行使価額」といい、調整され	ることがありま	(す。)を下回ること	
	となる場合には、下限行使価額を修正後の行使			
	は、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。別段の記載がなされ			
	る場合を除き、以下同じです。			
割当先	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund			
	MAP246 Segregated Portfolio			
募集時における	47,736,614.79株			
発行済株式数				
当該募集による	11,900,000株			
潜 在 株 式 数 現時点における				
行使状況	行使済株式数:11,900,000株			
現時点における				
潜在株式数	0株			
日上小人数	① 運転資金 180百万円			
発行時における	② 企業・事業等の戦略的買収資金 630百万円			
当初の資金使途	③ 既存ソフトウェア資産の改良・追加開発資金 70百万円			
	① 2021年1月~2021年7月			
発行時における	② 2021年1月~2023年12月			
支出予定時期	③ 2021年1月~2022年12月			
	2021年5月13日付で全ての新株予約権が行使され合計875百万円を調達し、2021年12月			
	30日付開示文書「新規事業及び第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の資金使途変更に関するお知らせ」に記載の使途に充当中であり、その内訳は以下のとおりとなります。			
現時点における				
一 充 当 状 況				
	内訳	充当額		
	① 運転資金	559 百万円		



② 不動産の取得及び企業・事業等の戦略的買収資金	0百万円	
③ 和解金の支払	75 百万円	
④貸付金	40 百万円	
合計	674 百万円	

11. 発行要項

本新株式の発行要項は、別紙に記載しております。

II. 主要株主の異動

(1) 異動が生じた経緯

合計15,000,000個の議決権を有する本転換劣後株式の発行後、以下のとおりライ氏が当社の主要株主となる予定です。

(2) 異動する株主の概要

主要株主となるライ氏の概要については、上記「6.割当予定先の選定理由等(1)割当予定先の概要」をご 参照ください。

(3) 予定される異動前後における当該株主の議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前	5,061,118個 (5,061,118株)	8.36% (注1)	第1位
異動後	20,061,118個 (20,061,118株)	26.55% (注2)	第1位

- (注1) 2022年11月1日現在の当社の議決権の総数60,560,057.79株(普通株式及びA種優先株式)に対する割合となります。
- (注2) 本第三者割当により発行される本転換劣後株式に係る議決権の数15,000,000株及び2022年11月1日現在の当社の議決権の総数60,560,057.79株(普通株式及びA種優先株式)の総計75,560,057.79株に対する割合となります。

(4) 予定異動年月日

2022年12月22日 (本株主総会開催日の1営業日後)

以上



別紙:A種転換劣後株式の発行要項

1. 募集株式の種類及び株式数

A種転換劣後株式(以下、「本転換劣後株式」という。) 15,000,000株

2. 各募集株式の払込金額

1株につき36円

3. 申込期日

2022年12月22日 (本株主総会開催日予定日の1営業日後)

4. 払込期日

2022年12月22日 (本株主総会開催日予定日の1営業日後)

5. 割当方法

第三者割当の方法により行う。

6. 割当先、割当株式数

ライ氏、15,000,000株

7. 申込取扱場所

会社名:ビート・ホールディングス・リミテッド

住 所: Suite 2103 Infinitus Plaza 199 Des Voeux Road Central, Hong Kong

8. 払込取扱場所

会社名:香港上海銀行コーポレーション・リミテッド

住所: China Insurance Group Building, 141 Des Voeux Road Central, Sheung Wan, Hong Kong

9. A種転換劣後株式指定書

Beat Holdings Limited の資本金である額面 0.01香港ドルのA 種転換劣後株式(以下、「本転換劣後株式」という。)は、適宜補足、修正又は書替される当社の基本定款及び附属定款の規定に従って以下の権利、特権、制限を付与されて発行、割り当てられるものとする。別途定義されない限り、基本定款(英語版)及び附属定款(英語版)で使用又は定義された大文字の用語は、本指定書と同じ意味を有し、定款の2(2)「解釈」の規定は、定款の参照が本指定書の参照と解釈されることを除き、本指定書にそれらが完全に記載されているのと同様に適用されるものとする。

(1)配当

本転換劣後株式の保有者は、当該転換劣後株式に関していかなる配当も受ける権利を有しない。

(2) 優先的残余財産分配権

当社の清算、解散又は清算に際して、任意であるか否かにかかわらず、また当社の資産及び余剰資金が法的に分配可能な状態にある場合、本転換劣後株式の保有者は、2014 年 8 月 6 日に取締役会によって承認された指定証書に記載されたA種優先株式の保有者に分配可能又は支払うべき金額の配当又は清算で優先される金額の全額を支払った後に、分配を受ける権利を有するものとし、当会社の残りの財産を、発行済普通株式及び本転換劣後株式の保有者に対して、その保有する株式の払込金額の割合に応じ、同等



に分配することができるものとする。ただし、本転換劣後株式の保有者が取得できる最大額は、本転換 劣後株式の発行価格の香港ドル換算額を超えないものとし、超過分は発行済普通株式の保有者間でのみ 平等な分配に利用できるものとします。

(3) 議決権

本転換劣後株式の保有者は、株主総会において、普通株式及びA優先株式の保有者と同等の議決権を有するものとする。本転換劣後株式の保有者は、払込済1株につき1票の投票権を有し、附属定款に従いそれぞれの株主総会の通知を受ける権利を有する。

(4) 転換

- (4) 1. 本第(4)において、文脈上別段の定めがない限り、本第(4)にのみ適用される次の表現は、それぞれ次の意味を有するものとする。
 - (a) 2022年株主総会開催日とは、2022年度定時株主総会開催日を意味し;
 - (b)「営業日」とは、香港で許認可された銀行が一般銀行業務を行うために営業している日(土曜日、 日曜日、香港の祝日を除く)を意味し;
 - (c)「終値」とは、関連証券取引所における普通株式1株当たりの終値であり、関連証券取引所が公表するものをいい;
 - (d) 「取引日」とは、関連証券取引所が営業している日であって、普通株式の売買が停止されていない目をいい;
 - (e)「発行日」とは、いずれかの本転換劣後株式に関して、当該転換劣後株式の割当交付を受ける権利 を有する者の氏名が当該転換劣後株式の保有者として株主名簿に登録された日とし;また、
 - (f)「関連証券取引所」とは、東京証券取引所のスタンダード市場及びその他の市場をいう。
- (4) 2. 転換比率:各転換劣後株式は、その時点で有効な転換比率により決定される数の払込済普通株式に転換されるものとする。 転換比率は、次のとおりとする。
 - (a) 当初、本転換劣後株式1株につき普通株式12株、すなわち1:12とし;
 - (b) 2022年株主総会開催日から 1ヶ月以内に、普通株式 1 株の終値が28円 (2022年11月1日の終値) から20%より大きく下落し22.4円を下回り、終値が10 取引日 (終値が最初に22.4円を下回った取引日から起算) 連続して22.4円を下回った場合、当該10日目の取引日の直後の取引日から、全ての発行済の本転換劣後株式の転換比率は本転換劣後株式1株につき普通株式 6 株、すなわち1:6に変更され、本転換劣後株式の保有者は、本転換劣後株式(及び転換劣後株式の転換により取得した普通株式)を、本転換劣後株式の発行日から7年間は譲渡又は売却できないものとする。;また、
 - (c) 2022年株主総会開催日から5日以内に普通株式の終値が3円以下となった場合、同日から転換比率は本転換劣後株式1株につき普通株式3株、すなわち1:3に変更される。

なお、(4) 2. (b)又は(4) 2. (c) がいずれか早い時点において発生した場合、転換比率はその後変更されな

11,

(4) 3. 転換のオプション:ケイマン諸島の会社法Cap. 22 (1961年法律第3号、統合・改訂版)及び附属定款の規定に従い、また、取締役会の事前の書面による承認 (この承認は不当に保留されないものとする)を条件として、本転換劣後株式は、その保有者の選択により、発行日から4ヶ月経過した後いつでも、追加対価の支払なしに、その時点で有効な適用転換比率に基づき、全額支払済普通株式に転換することができるものとする。



- (4) 4. 転換の仕組み: 本転換劣後株式の転換は、以下の方法により発効するものとする。
 - (a) 本転換劣後株式の保有者が本転換劣後株式を普通株式に任意に転換するためには、当該保有者は、 (a) 別紙Aの様式により、当該保有者が本転換劣後株式の全部又は一部を転換することを選択したい 旨の書面による通知を当社に提出し、(b) 営業日において転換される本転換劣後株式については、 当社又は名義書換代理人の事務所において、当該転換劣後株式の株券を引き渡す(又は当該保有者 が当該株券の紛失、盗難または破壊を主張する場合には、紛失証明書宣誓書及び紛失、盗難又は破 壊の主張を理由として当社に対してなされ得るいかなる請求からも当社を補償するための、当社が 合理的に許容する同意書を引き渡す)。当該通知には、保有者の氏名又は保有者が普通株式の交付 を希望するノミニーの氏名を記載するものとする。当社又は名義書換代理人が当該通知、また、該 当する場合は、証明書(または紛失証明書宣誓書及び同意書)を受領した日の営業終了時(当該受 取日が営業日でない場合には、翌営業日の営業終了時)を本指定書に基づいて転換のために引き渡 されたすべての本転換劣後株式が転換された時点とし、本指定書に従って転換のために引き渡され たすべての本転換劣後株式は発行されたものとはみなされず、引換えに普通株式を受領する権利を 除き、当該本転換劣後株式に関するすべての権利は直ちに消滅し、終了するものとする。当社は、 可能な限り速やかに、(i) 当該転換を反映させるために、株主名簿を更新し、(ii) 当該保有者または そのノミニーに対し、当該転換により発行可能な普通株式数の証書を附属定款に基づき発行し、転 換のために引き渡されなかった転換繰延株式の残数(もしあれば)に応じた証書を発行して交付す る。
 - (b) 転換による効果:転換された本転換劣後株式は消却され、当該種類の株式として再発行されることはない。ただし、かかる消却は当社の授権株式資本を減少させるものとはみなされないものとする。当該転換により発行される普通株式を受領する権利を有する者は、当該普通株式の保有者として株主名簿にその氏名又は名称が登録された日において、当該普通株式の記録された完全な保有者として扱われるものとする。
 - (c) 転換方法:当社は、普通株式に対する払込金として本転換劣後株式の発行時の払込と同額を充当 し本転換劣後株式を償還又は買戻すことを含め、適用法令に基づき利用可能なあらゆる方法により、 本転換劣後株式の転換を発効できる。ただし、転換により割り当てられ発行される普通株式は、少 なくとも額面金額で払い込まれなければならない。
 - (d) 端数株: 本転換劣後株式の転換により、1株に満たない普通株式が発行されることはない。

(5) 上場

本転換劣後株式は、東京証券取引所のスタンダード市場及びその他の市場に上場されないものとする。

(6) 償還

本転換劣後株式は、その保有者の選択により償還されることはないものとする。

(7) 譲渡制限

保有者は、取締役会の書面による事前の承認なしに、又は(4) 2. (b)の事象が発生した場合、本転換劣後株式を譲渡してはならない。

(注)本指定書は、英語版のみ作成され、上記日本語版は参考として作成しております。そのため、これら両言語版の間に矛盾又は不一致がある場合、英文版が優先します。

以上



ビート・ホールディングス・リミテッドについて

当社、ビート・ホールディングス・リミテッドは、ケイマン諸島においてケイマン法に基づいて設立・登記されたグローバルな投資会社で、香港に事業本部を構え、日本、シンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。子会社の新華モバイル(香港)リミテッドを通じて知的財産権の取得及びライセンシングを行っています。また、子会社のGINSMS Inc. (トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV:GOK)を通じてモバイル・メッセージング・サービス並びにソフトウェア製品及び専門サービスを提供しています。当社は、東京証券取引所のスタンダード市場に上場(証券コード:9399)しております。

詳細は、ウェブサイト: https://www.beatholdings.com/ をご参照下さい。

本書は一般公衆に向けられた開示資料であり、当社株式への投資を勧誘するものではありません。投資家は、当社への投資を判断する際、当社の過去の適時開示資料及び法定開示資料を含むがこれらに限定されない資料を確認し、それらに含まれるリスク要因及びその他の情報を併せて考慮した上でかかる判断を行う必要があります。